破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１７７６号
埼玉県川口市西青木１丁目26番13号　クッキーハイツ103号
債務者　赤座　英治
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２６号
さいたま市大宮区桜木町４丁目480番地　松栄マンション206号
債務者　古谷　　昇
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７５号
埼玉県北足立郡伊奈町栄５丁目７番地　セジュールグランデⅠ－203
債務者　矢嶋　秀彦
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
埼玉県川口市戸塚３丁目15番９－302号　ブルーミングハイツ２
債務者　片柳　真悟
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８０号
埼玉県朝霞市溝沼７丁目３番８号　ハイツミヤシタ101号室
債務者　兒嶋　晃子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２０４号
埼玉県戸田市美女木２丁目29番地の９　ハイデンス美女木102号室
債務者　榎　　達也
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０２号
千葉県成田市橋賀台３丁目４番地（５棟203号）
債務者　大越　陽香（旧姓東田）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第２４号
千葉県佐倉市臼井1412番地19
債務者　岡野　美恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第２６号
千葉県八街市八街ろ87番地356
債務者　木村　弥生
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第２８号
千葉県佐倉市王子台４丁目21番地１　サンセソン中里Ａ－２
債務者　渡邊　博一
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第３１号
千葉県佐倉市上座663番地８　ユーカリハイム101
債務者　横山　春菜
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第３３号
千葉県富里市七栄646番地110
債務者　菱沼　由加（旧姓込山）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４１号
千葉県佐倉市鏑木町１丁目９番地６　ミツル建興
債務者　佐伯　高広
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４５号
千葉県佐倉市鏑木町１－９－18サンコーポ内田205、住民票上の住所千葉県佐倉市米戸327番地２
債務者　初芝　雄大
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第５５号
千葉県印西市草深1043番地９
債務者　河内美佐子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１４１号
新潟県小千谷市土川１丁目17番16号　コリーナベルディＢ202号
債務者　**廣**川　光代
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２５５号
岡山県倉敷市玉島八島3504番地１
債務者　難波　匡生
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係